

◎岡山県告示第六百二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

津山市綾部字長谷一一九三番の一部、一一九四番一の一部、一一九四番二、一一九四番三の一部、一一九五番一の一部、一一九五番二の一部、一二〇〇番一の一部、一二〇一番一の一部、一二〇一番六、一二〇二番一、一二〇四番一、一二〇四番四、一二〇七番一の一部、一二一〇番の一部、同字長谷頭一二〇三番一の一部、一二〇三番二の一部、一二〇五番三

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、平成二十三年十月十七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。